

資料 1

令和 4 年国民健康・栄養調査について

保 健 所 管 理 課
(健康栄養グループ)

1 趣旨（概要）

厚生労働省から指定された地区の住民に対し、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施します。

2 目的

本調査は健康増進法第 10 条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施します。

3 事業内容

(1) 対象者

2022 年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した世帯及び当該世帯の世帯員

区 名	国民生活基礎調査	
	地区番号	単位区番号
福島区	27004	2
西 区	27008	2
東淀川区	27019	2
生野区	27023	1
住吉区	27034	3
東住吉区	27038	1
住之江区	27049	2
平野区	27053	2

(2) 時期 (期間)

令和4年11月から12月

(3) 調査項目

ア 身体状況調査

- (ア) 身長、体重 (満1歳以上)
- (イ) 腹囲 (満20歳以上)
- (ウ) 血圧 (満20歳以上)
- (エ) 血液検査 (満20歳以上)
- (オ) 問診【服薬状況、運動】 (満20歳以上)

イ 栄養摂取状況調査

- (ア) 各世帯員の1日の栄養摂取量 (満1歳以上)
- (イ) 1日の身体活動量【歩数】 (満20歳以上)

ウ 生活習慣調査 (満20歳以上)

(4) 区保健福祉センターでの業務

別紙のとおり

※令和元年の調査に準じて作成しており、変更になる場合があります。

月	厚生労働省	保健所管理課	保健福祉センター
7	調査地区内定通知	調査地区内定通知の送付 調査地区の確認依頼 調査地区の把握・報告 調査世帯確認名簿の作成依頼 調査日時・身体状況調査会場の決定依頼	調査地区を現地確認・報告 住民基本台帳を閲覧後、 調査世帯確認名簿を作成・報告 日時・会場を決定・報告
8	調査地区指定通知	調査地区指定通知の送付 非常勤嘱託職員(栄養士・看護師)公募	
9		身体状況調査会場が病院又は診療所 (保健福祉センターを含む)以外の場合、 医療法に基づく手続を依頼 保健所保健医療対策課で受理 調査班の編成依頼 調査員証の作成準備 (10月上旬発行予定)	医療法に基づく手続を実施し 保健所保健医療対策課に届出 調査地区(地域振興会役員等)に 対する説明・協力依頼 医師を班長とし、栄養士・保 健師・事務職員等で調査班を 編成し、報告
保健福祉センター等への説明会開催			
10	調査票・必携等送付	非常勤嘱託職員(栄養士・看護師)採用手続 調査票・必携等送付 調査員証を作成・送付 関係物品を購入・送付 調査世帯主あての 指定通知書を作成・送付	非常勤嘱託職員(栄養士・看護師) 決定通知 調査員証を携帯し、 指定通知書、調査票、関係物品を 持参のうえ 調査世帯に対する説明・依頼
11			本調査 ・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査
12		調査票を確認・提出	調査票を整理・確認・送付 血液検査結果を返却し、 必要に応じて対象者に説明(訪問等)
1~2		栄養摂取状況調査個人別結果表 を作成・送付	栄養摂取状況調査結果を調査 対象者に返却・説明(訪問等)

健康増進法

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

令和 4 年 7 月

大阪市高齢者実態調査等の実施について

福祉局 高齢者施策部
高齢福祉課・介護保険課

1 高齢者実態調査

本市の高齢者施策につきましては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進しているところです。この計画は3年を一期として策定しており、次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度」を令和5年度に策定するにあたり、市内に居住する高齢者への日常生活の状況、介護保険サービス利用者等への満足度を把握するため等の調査を令和4年9月に実施します。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になるリスクの発生状況などを把握し、地域の抱える課題を把握するための調査として国が示す調査項目を基に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和4年11月～12月頃に実施する予定です。

3 各調査の概要

別紙のとおり

4 周知方法

本市ホームページ、市政だより9月号（予定）、各関係団体へ情報提供

5 その他

調査の実施にあたり、お問い合わせ等がございましたら、調査へのご協力とお問い合わせ先をご案内ください。

【お問い合わせ先】

福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課	TEL：6208-8026
	介護保険課	TEL：6208-8028

令和4年度大阪市高齢者実態調査等の概要

調査種別

	調査名	対象
高齢者 実態 調査	本人調査（一人暮らし） （郵送調査）	市内在住の65歳以上の高齢者 （客体数：約20,400件）
	介護サービス利用者調査 （介護者調査） （郵送調査）	要介護（要支援）認定を受けており、調査前3か月間に介護サービスを1度でも利用した方及びその介護者 （客体数：約6,400件）
	介護サービス未利用者調査（介護者調査） （郵送調査）	要介護（要支援）認定を受けているが、調査前3か月間に介護サービスの利用実績がなかった方及びその介護者 （客体数：約9,300件）
	介護支援専門員調査 （インターネット調査）	市内の居宅介護支援事業者に勤務している全介護支援専門員 （客体数：調査時介護支援専門員数）
	施設調査 （インターネット調査）	市内にある次の介護保険施設及び福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・生活支援ハウス ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム ・有料該当のサービス付き高齢者向け住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅 （客体数：調査時施設数）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 （郵送調査）	市内在住の65歳以上のうち「要介護1～5」の認定を受けていない者 （客体数：約52,800件）	

実施時期

○高齢者実態調査

令和4年9月実施予定

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和4年11～12月頃実施予定

厚生労働省が調査項目を示す日程によって、実施時期が前後する可能性があります。